

複数校による合同チーム編成条件並びに参加手続きについて (申し合わせ)

山形県高等学校体育連盟
平成16年2月16日決定

1 目的

この申し合わせは、部員不足に伴い単独でチームを編成し大会に参加することが困難な高等学校が生じていることに配慮し、少人数の運動部の活動を活性化させるという趣旨から、複数校による合同チーム編成(以下「合同チーム」)での大会参加を認めることを目的とする。

2 大会参加の条件

- (1)山形県高等学校総合体育大会並びに山形県高等学校新人大会の参加資格を満たしていること。
- (2)編成の条件を満たしていること。
- (3)地区大会および県大会までとする。

3 対象種目

団体競技において、合同チーム参加申請があった競技種目で、大会参加条件を満たし、該当の地区専門部並びに県専門部が認めたもの。

4 編成の条件

- (1)各学校において、部活動(愛好会)として認められていること。
- (2)単独チームでの参加が、いずれの学校とも困難であること。
- (3)学校が同一地区内にあり、地理的に接近していること。
- (4)合同チームによる練習が、計画的・継続的に実施されていること。
- (5)合同チームによる大会参加が、各校の校長に認められていること。
- (6)各校の教員が引率し、代表責任者を決定しておくこと。

5 手続き

- (1)合同チームで大会に参加しようとする学校の校長は、地区の当該専門部長と協議し、当該校の校長連署により申請書・登録選手名簿・練習計画書を地区高体連会長に申請する。申請期日は、各年度の4月15日から地区大会の申し込み締切日の2週間前までとする。
- (2)地区高体連会長は大会参加条件が満たされていることを確認し、県の該当専門部長と県高体連会長と協議のうえ、当該校の校長に参加承認書を通知する。
- (3)地区高体連会長は、報告書を作成し県高体連会長並びに県当該専門部長に報告する。
- (4)県高体連会長は、その報告について検討委員会で確認のうえ、県高体連理事会並びに評議員会に報告する。

6 その他

- (1)チーム名は合同チームを編成する学校で決めるものとする。
- (2)ユニフォームは各専門部の規程に従うものとする。
- (3)監督・コーチ等については各種目の大会要項に定められた人数とする。

「合同チーム編成」手続きの流れ

〔事前協議〕

- 1 合同チームにより大会に参加しようとする学校は、大会参加について地区専門部長と協議する。地区に当該種目の専門部がない場合は、県専門部長と協議する。
- 2 地区専門部長は、合同チームの大会参加条件が満たされていることを確認し、県専門部長と協議のうえ、合同チーム当該校校長に地区高体連会長宛の申請書提出指導を行う。

〔申請手続き〕

- 1 当該校の校長は連署にて申請書等(様式1～3)を地区高体連会長に提出する。申請期日は当該年度の4月15日から地区大会の申し込み締切日の2週間前までとする。
- 2 地区高体連会長は、大会参加条件が満たされていることを確認し、県高体連会長と県専門部長と協議のうえ承認される場合は、当該校の校長に参加承認書(様式4)を通知する。
- 3 地区高体連会長は、報告書(様式5)を作成し県高体連会長並びに県専門部長に報告する。
- 4 県高体連会長は、その報告について検討委員会で確認のうえ県高体連理事会並びに評議員会に申請書及び承認書の写しを添付して報告する。

《手続きの流れ図示》

